

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社藤本物産

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 内容

目標①男性の出生時育児休業又は育児休業の取得率を10%以上とする

目標②育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

目標③フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする

目標④年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

○ 育児休業等取得の申出があった際は、対象部署内にて円滑に業務の引継ぎ等を行い、申出者が安心して出産に関連する休業制度を取得できる体制を構築する。

(令和8年4月～)

○ 育児・介護規定の整備を行い、それに併せて関連する労働関係諸法令の周知を行う。(令和8年4月～)

○ 育児中の従業員の申し出により、時間外・休日労働を免除する。(令和8年4月～)

○ 労働者の負担を見直し、業務の効率化を図る。

○ 時間単位の年次有給休暇制度導入により、年次有給休暇の利便性を向上させる。(令和8年4月～)

以上